

1 集落営農数

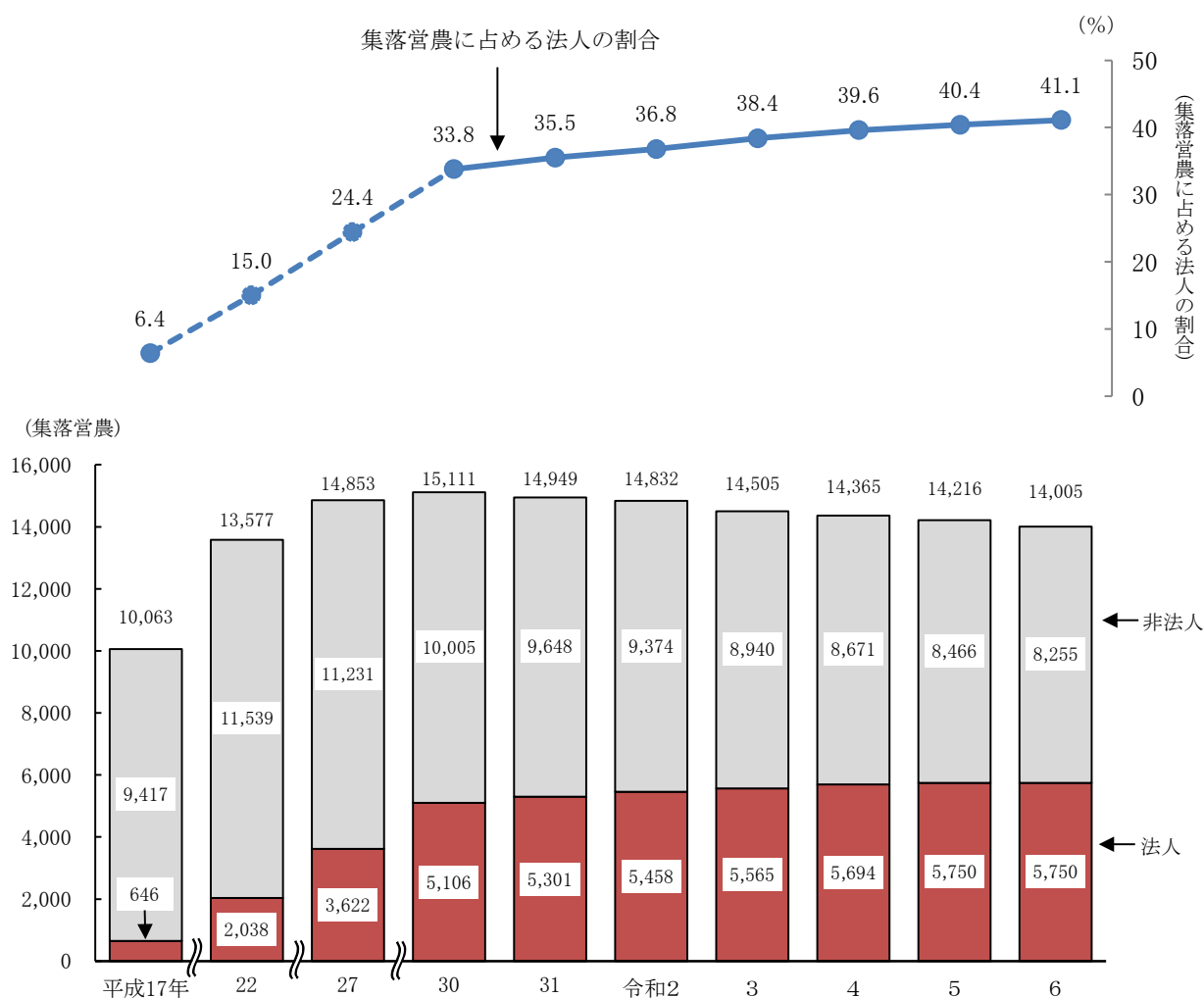
令和6年2月1日現在の集落営農数は1万4,005となり、前年に比べ211(1.5%)減少した。このうち、法人の集落営農数は5,750であり、前年と同数となった。これにより、集落営農に占める法人の割合は41.1%となり、前年に比べ0.7ポイント上昇した。

全国農業地域別にみると、東北が3,194と最も多く、次いで九州が2,193、北陸が2,186の順となっている。このうち、法人の集落営農数は、北陸が1,256と最も多く、次いで東北が1,118、中国が933の順となっている。

また、集落営農に占める法人の割合をみると、北陸が57.5%と最も高く、次いで中国が46.7%、東海が42.9%の順となっている。

非法人では、東北が2,076と最も多く、次いで九州が1,365、近畿が1,250の順となっている。

図1 集落営農数及び集落営農に占める法人の割合の推移（全国）



注：令和6年の調査結果には、令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の集落営農を含まない。したがって、前年値との比較には留意が必要である（以下全ての図表において同じ。）。

表 組織形態別集落営農数（全国農業地域別）

区 分		単位	全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関 東・東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
令和 5 年	計	集落 営農	14, 216	195	3, 220	2, 285	1, 024	739	1, 918	2, 046	577	2, 205	7
	法 人	〃	5, 750	35	1, 101	1, 302	382	309	650	932	219	820	－
	非法人	〃	8, 466	160	2, 119	983	642	430	1, 268	1, 114	358	1, 385	7
	法人割合	%	40. 4	17. 9	34. 2	57. 0	37. 3	41. 8	33. 9	45. 6	38. 0	37. 2	－
6	計	集落 営農	14, 005	194	3, 194	2, 186	1, 009	732	1, 908	2, 000	582	2, 193	7
	法 人	〃	5, 750	36	1, 118	1, 256	384	314	658	933	223	828	－
	非法人	〃	8, 255	158	2, 076	930	625	418	1, 250	1, 067	359	1, 365	7
	法人割合	%	41. 1	18. 6	35. 0	57. 5	38. 1	42. 9	34. 5	46. 7	38. 3	37. 8	－
対前年差	計	集落 営農	△ 211	△ 1	△ 26	△ 99	△ 15	△ 7	△ 10	△ 46	5	△ 12	0
	法 人	〃	0	1	17	△ 46	2	5	8	1	4	8	－
	非法人	〃	△ 211	△ 2	△ 43	△ 53	△ 17	△ 12	△ 18	△ 47	1	△ 20	0
	法人割合	ポイント	0. 7	0. 7	0. 8	0. 5	0. 8	1. 1	0. 6	1. 1	0. 3	0. 6	－
対前年 増減率	計	%	△ 1. 5	△ 0. 5	△ 0. 8	△ 4. 3	△ 1. 5	△ 0. 9	△ 0. 5	△ 2. 2	0. 9	△ 0. 5	0. 0
	法 人	〃	0. 0	2. 9	1. 5	△ 3. 5	0. 5	1. 6	1. 2	0. 1	1. 8	1. 0	nc
	非法人	〃	△ 2. 5	△ 1. 3	△ 2. 0	△ 5. 4	△ 2. 6	△ 2. 8	△ 1. 4	△ 4. 2	0. 3	△ 1. 4	0. 0

注：表中に用いた記号は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

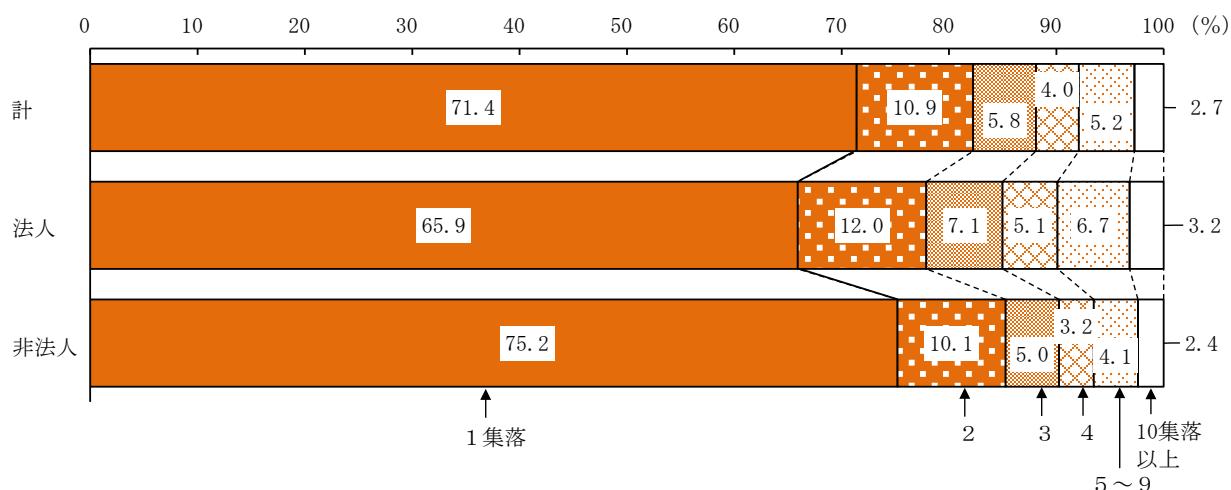
2 集落営農の構成状況

(1) 集落営農を構成する農業集落数の状況

集落営農を構成する農業集落数別に集落営農数割合をみると、一つの農業集落で構成されている集落営農が71.4%と最も高く、次いで2集落が10.9%、3集落が5.8%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、2集落以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図2 集落営農を構成する農業集落数別にみた集落営農数割合（全国）



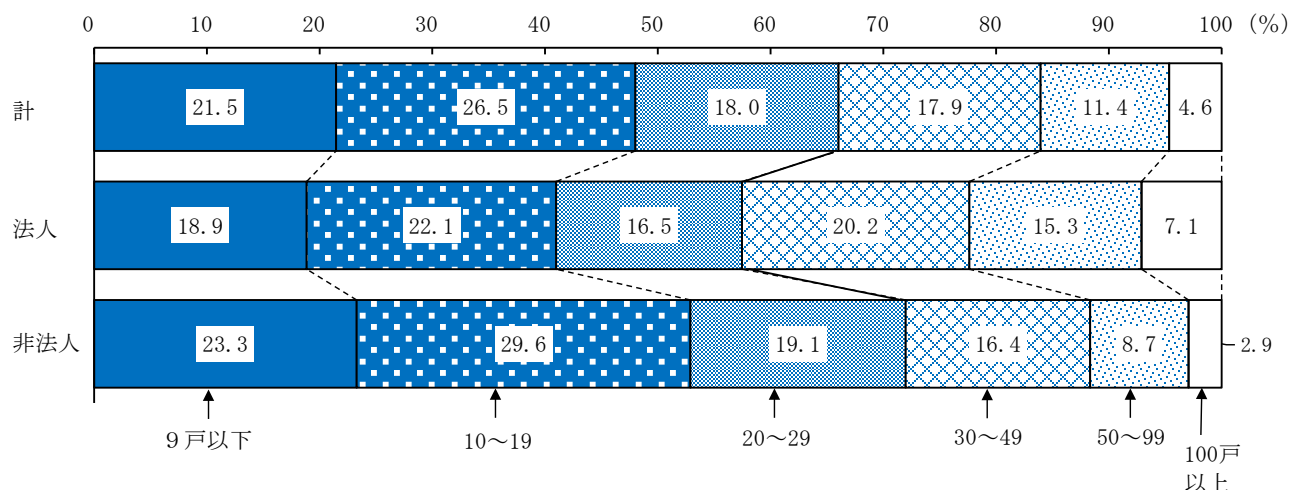
注：割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ。）。

(2) 集落営農を構成する農家数の状況

集落営農を構成する農家数別に集落営農数割合をみると、10～19戸で構成されている集落営農が26.5%と最も高く、次いで9戸以下が21.5%、20～29戸が18.0%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、構成農家数30戸以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図3 集落営農を構成する農家数別にみた集落営農数割合（全国）



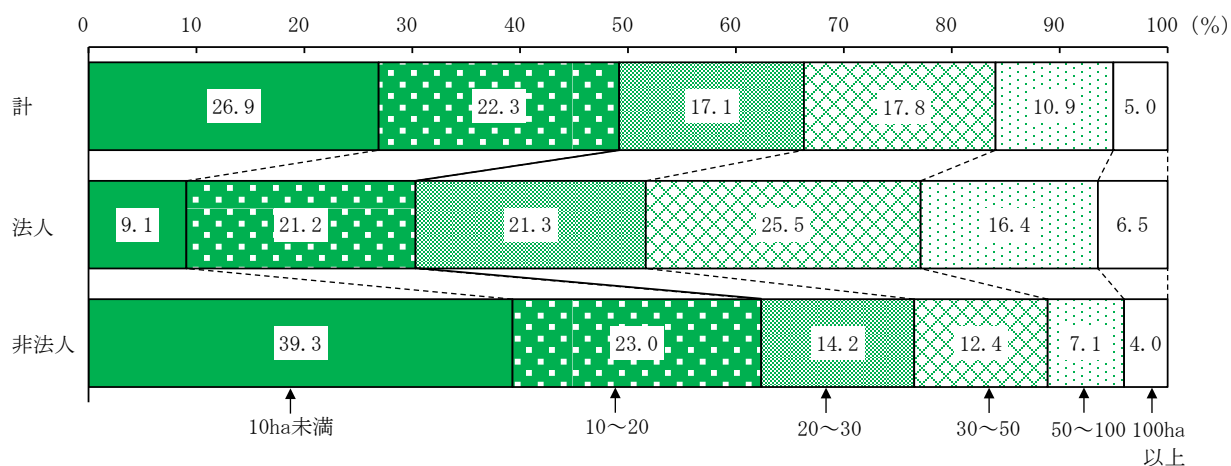
3 集落営農による農地の集積状況

現況集積面積とは、経営耕地面積及び農作業受託面積を合計した面積をいう。
 経営耕地面積とは、集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。なお、集落営農が関わっている面積全体を把握するため、農地の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれに含む。
 農作業受託面積とは、集落営農として農作業を受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合も含む。

農地の現況集積面積（経営耕地面積＋農作業受託面積）の規模別に集落営農数割合をみると、10ha未満の集落営農が26.9%と最も高く、次いで10～20haが22.3%、30～50haが17.8%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、20ha以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

図4 農地の現況集積面積規模別にみた集落営農数割合（全国）



4 集落営農における活動内容（複数回答）

集落営農における具体的な活動内容をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」集落営農の割合が87.1%と最も高く、次いで「農産物等の生産・販売を行う」が79.7%、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う」が56.5%の順となっている。なお、法人では「農産物等の生産・販売を行う」が98.9%と最も高くなっている。

図5 集落営農における活動内容（複数回答）（全国）

